

旅 費 規 程

昭和 62 年 7 月 19 日制定

(総 則)

第 1 条 一般社団法人青森県臨床検査技師会の会員等が、会務のため国内で行動する旅費及び必要経費（以下「旅費」という。）については、この規程の定めるところによる。

(旅費の種類) 簡単にする

第 2 条 旅費の種類は以下とする。

- (1) 運 賃 当該旅客運賃。
- (2) 宿泊料 一泊 当該宿泊料金
- (3) 日 当 一日 4,000 円
半日 2,000 円

(旅費の請求)

第 3 条 旅費は、概算請求と精算請求の 2 種とする。

2. 旅費の精算は帰着後 15 日以内に行うこととする。

(旅費の制限) 第 4 条 会長は、旅費の一部若しくは全部を支給しないことがある。

(規程の変更)

第 5 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和 62 年 7 月 19 日から施行する。

平成 28 年 6 月 18 日一部改正

令和 3 年 6 月 24 日一部改正